

答 申 第 8 6 号

平成16年5月13日

神 戸 市 長

矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会

会長 真 砂 泰 輔

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成14年3月8日付神保総保第719号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成13年度生活保護担当技術吏員会議及び指導職員ブロック会議における研究協議資料についての部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

実施機関が非公開とした情報のうち、都道府県市の団体名を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

その他の部分を非公開とした決定には、理由がある。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29号。以下「条例」という。)に基づいて、「2001年度生活保護指導職員ブロック会議での配布資料、書類一切」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、

生活保護担当技術吏員及び指導職員ブロック会議 タイムテーブル

平成13年度生活保護担当技術吏員及び指導職員近畿・中国ブロック会議 会議座席表

平成13年度生活保護担当技術吏員及び指導職員近畿・中国ブロック会議関連資料

平成13年度生活保護担当技術吏員会議及び指導職員ブロック会議資料(厚生労働省社会・援護局保護課)

平成13年度生活保護担当技術吏員会議及び指導職員ブロック会議資料(厚生労働省社会・援護局監査指導課)

平成13年度生活保護担当技術吏員会議及び指導職員ブロック会議における研究協議資料(医療扶助・介護扶助関係)(以下「本件公文書A」という。)

平成13年度生活保護担当技術吏員会議及び指導職員ブロック会議における研究協議資料(保護の実施要領関係)(以下「本件公文書B」という。)

平成13年度生活保護担当技術吏員及び指導職員近畿・中国ブロック会議意見交換会の各文書を特定し、文書～、を公開、文書、を部分公開とする決定(以下「本件決定」という。)を行った。

(3) これに対し、異議申立人(以下「申立人」という。)は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を平成14年2月22日付けの異議申立書、平成14年6月11日付けの意見書、平成15年10月20日における意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

ア ブロック会議は、生活保護の運用について厚生労働省が各自治体等に指示・連絡事項を伝えるとともに生活保護の運用について意見交換を行い研究協議する場とされているが、そのような性格の会議が公開できないということはない。

各都道府県市でどのように生活保護が運用されているのかを非公開にする理由は全く存在しない。むしろ、生活保護行政の運用がどのようになされているのかは積極的に公開されるべきものである。各都道府県市での運用状況が公開されたからといって「都道府県市と国の率直な意見交換が損なわれる」ことなどありえないし、そのことによって「将来の生活保護事務の公正かつ円滑な遂行に著しい支障が生じる」こともありえない。生活保護の運用状況を公開すれば「率直な意見交換が損なわれる」というのは、単に運用状況を知られたくないということであり、情報公開の根本原理の否定に他ならない。

行政手続法第 5 条が行政庁にその審査基準をできる限り具体的に定めた上でそれを公にしておかなければならないと義務付けているのは、そのことにより、行政庁による法令の解釈・適用に際しての裁量行為を公正なものにし、申請に対し行政庁が恣意的に判断することを防ぎ、行政過程の透明性を図ることにある。生活保護の運用状況を公開しないということは、行政手続法の趣旨にも反するものといわざるを得ない。

イ 情報公開制度は、行政の所有する情報・文書等を原則すべて公開するものであり、むしろ、公開を前提としていない情報であってもそれを公開することにこそ意義があるというべきである。

「公開を前提としない」ということは「非公開を前提」という意味ではない。「公開」「非公開」を特に決めていないということにすぎないものを「公開を前提としていない」と論理をすりかえている。

ウ 通知書では非開示の理由として、「今後の取扱い案を公開することにより、市民の間に著しい混乱を生じさせる」と断言しているが、これには全く根拠がなく通常起こるものとは考える事ができない荒唐無稽な理由といわざるを得ない。このように断言するには、そのような危険が抽象的なものや可能性（おそれ）ではなく、具体的・客観的に存在するという高い蓋然性が必要であり、著しい混乱が確実に生じる根拠及び著しい混乱とは具体的にどのようなものが明かにされる必要がある。しかし、そのような危険はどう考えても存在しない。

今後の取扱い案に対する意見が市民に公開できないという秘密主義は極めて問題がある。現状の取扱いを改める必要性が生じた場合、その改正のプロセスは広く市民に明らかにされ、市民の声を取り入れて行われることが求められ、密室で議論するようなことではない。生存権保障の根幹である生活保護に関してはとりわけそれが強く要請されるのである。情報を公開すると「現在保護を受けている者等市民の間に著しい混乱を生じさせると認められる」という理由は、生活保護受給者・市民を愚弄した考えであり、情報公開制度が目指すものとは全く相容れない。

エ 非公開とするためには、その「著しい支障」や「著しい混乱」が起こることに高い蓋然性、具体性が必要であり、主観的に「著しい支障」や「著しい混乱」があるというだけでは認められない。どのように「著しい支障」があり「著しい混乱」が起こるのかについて、その内容を具体的に示した上で、それが高い蓋然性をもって起こることを立証する責任は実施機関にあり、本非公開理由説明書のようにそれがなされないのであれば、当該情報は公開する義務がある。

オ 以上述べたとおり、本件決定で非公開とされた情報は神戸市情報公開条例第 10 条第 4 号・第 5 号に該当せず、申立て趣旨のとおり全部公開がなされるべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 14 年 4 月 12 日付けの非公開理由説明書、平成 15 年 9 月 1 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

ア 都道府県市名の非公開理由について

本件公文書 A の 1、2、26～29、31、32 の各頁及び本件公文書 B の 2、3、5、6、14、15、20、21 の各頁には、「医療扶助・介護扶助」及び「保護の実施要領」について国と都道府県市が研究協議を行うため、国が公開を前提としない事前照会によって入手した各都道府県市の現状に関する記述がある。

都道府県市名を公開すれば、公開を前提とせずに収集した情報が公開されることになり、今後国が都道府県市から情報を得ることが著しく困難となる。そうなれば、今後の都道府県市と国との率直な意見交換が著しく損なわれるため、条例第 10 条第 4 号に該当すると判断した。

また、都道府県市と国との率直な意見交換が損なわれれば、国が生活保護の現状に関する実態把握を行ったり、制度改正の影響や効果を推し量ることが著しく困難となり、結果として国における今後の制度の企画立案等、将来の生活保護事務の公正かつ円滑な遂行に著しい支障を生じると認められるため、条例第 10 条第 5 号に該当すると判断した。

イ 今後の取扱い案の非公開理由について

本件公文書 B の 7～9、10～12、16、18、22～30 の各頁に記録されている今後の取扱い案は、国と都道府県市が「保護の実施要領」について研究協議を行うための情報であり、厚生労働省内において未だ検討段階にある情報である。

国が意思決定していない段階でこれを公開すれば、検討段階にある給付基準等が明らかになり、現在保護を受けている者等市民の間に著しい混乱を生じさせると認められるため、条例第 10 条第 4 号に該当すると判断した。

ウ 都道府県市の意見等の非公開理由について

本件公文書 A の 3～16、30、33～51、55～80 の各頁及び本件公文書 B の 7～12、16、18、22～30 の各頁に記録されている都道府県市の意見等は、国が公開を前提としない事前照会によって入手した情報であり、国と都道府県市が「医療扶助・介護扶助」及び「保護の実施要領」について研究協議を行うための情報である。

取扱い案に対する都道府県市の意見等を公開すれば、公開を前提とせずに収集した情報が公開されることになり、今後国が都道府県市から情報を得ることが著しく困難となる。そうなれば、今後の都道府県市と国との率直な意見交換が著しく損なわれるため、条例第 10 条第 4 号に該当すると判断した。

さらに、都道府県市と国との率直な意見交換が損なわれれば、国が生活保護の現状に関する実態把握を行ったり、制度改正の影響や効果を推し量ることが困難となり、結果として国における今後の制度の企画立案等、将来の生活保護事務の公正かつ円滑な遂行に著しい支障を生じると認められるため、条例第 10 条第 5 号に該当すると判断した。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書 A、B は、「2001 年度生活保護指導職員ブロック会議での配布資料、書類一切」の公開請求に対して実施機関が特定した文書であり、実施機関は本件公文書 A、B を部分公開とする本件決定を行った。

実施機関が本件決定を行うにあたり非公開とした理由は、条例第 10 条第 4 号及び第 5 号に該当するというものである。

イ 本件公文書 A、B は、厚生労働省が開催した平成 13 年度生活保護担当技術吏員会議及び指導職員ブロック会議において配布された資料である。なお、上記のブロック会議では本件公文書 A、B のほか、上記 2 (2) の ~ 及び の文書も配布されているが、これらの文書については本件請求の対象文書として特定され、申立人に公開されている。

ウ 本件決定に対し、申立人は、条例第 10 条第 4 号及び第 5 号に該当しないとして、その取消しを求めている。

エ したがって、本件の争点は、本件決定により非公開とされた本件公文書 A、B についての条例第 10 条第 4 号及び第 5 号の該当性であり、以下、その該当性を検討する。

(2) 本件公文書 A の条例第 10 条第 4 号及び第 5 号の該当性について

ア 本件公文書 A について

実施機関によれば、厚生労働省は、生活保護制度の運営や見直しを行うにあたり、毎年、全国を 4 つの区域に分けて生活保護担当技術吏員会議及び指導職員ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）を開催している。

ブロック会議には、都道府県、政令指定都市、中核市の生活保護主管課の職員及び厚生労働省が出席し、研究議題の現状及び今後の取扱いについて率直な意見交換が行われている。

本件公文書 A は、(3) 以下で検討する本件公文書 B とともに、平成 13 年 10 月及び 11 月に開催されたブロック会議において配布された資料である。本件公文書 A には「頻回受診者に対する適正受診指導について」など 5 つの研究議題が記載され、1 ~ 4 の研究議題については「都道府県市の団体名」又は都道府県市の意見が記載された「意見及び状況等の欄」が非公開とされているが、5 つ目の研究議題については、非公開部分はない。

以下、非公開部分について、条例第 10 条第 4 号及び第 5 号の該当性を個別に検討する。

イ 「1 頻回受診者に対する適正受診指導について」(1~16 頁)

(ア) 都道府県市の団体名 (1、2 頁)

実施機関によれば、診療日数が過度に多い場合には、要保護者に対して訪問指導を行うことになっているが、本件公文書 A の 1、2 頁には、「訪問指導を実施している福祉事務所の数・全体に占める割合」、「訪問指導を実施していない福祉事務所の数・全体に占める割合」、「訪問指導の件数」が都道府県市ごとに記載されており、都道府県市の団体名が非公開とされている。

実施機関は、都道府県市の団体名を公開すれば、公開を前提とせずに収集した情報が公開

されることになり、今後、厚生労働省が都道府県市から必要な情報を得ることが著しく困難となる。そうなれば、厚生労働省と都道府県市との率直な意見交換が著しく損なわれ、またそのことから、結果として将来の生活保護事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じるとして、条例第 10 条第 4 号及び第 5 号に該当すると主張している。

しかし、本件公文書 A の 1、2 頁は、上記のとおり診療日数が過度に多い場合に行っている訪問指導の実施状況が記載されたものであるから、都道府県市が行っている公務遂行の一環としての生活保護行政の事務処理の現状を記載したものに過ぎないと認められる。このような記載の内容、性格からすれば、都道府県市名を公にしたとしても、実施機関が主張するように、今後、厚生労働省が都道府県市から必要な情報を得ることが著しく困難になるとまでは言えないと考えられる。

したがって、本件公文書 A の 1、2 頁に記載されている都道府県市の団体名を条例第 10 条第 4 号及び第 5 号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

(イ) 都道府県市の「意見及び状況等の欄」(3～16 頁)

a 本件公文書 A の 3～16 頁には、診療日数が過度に多い場合に実施している訪問指導の実効性を確保するための率直で状況を踏まえた自由な意見が都道府県市ごとに記載されており、「意見及び状況等の欄」が非公開とされている。

b 実施機関によれば、生活保護行政は、厚生労働大臣が定める基準(生活保護法第 8 条。最新の基準として、平成 16 年 3 月 25 日付け厚生労働省告示第 130 号)にしたがい、都道府県市町村が実施しているが、保護の内容は、年齢、性別、健康状態等の要保護者の状況に応じた内容としなければならないことから(必要即応の原則。生活保護法第 9 条)随時、制度の見直しを行う必要がある。制度の見直しに当たっては、厚生労働省だけでなく、厚生労働省と都道府県市との間で自由、闊達な協議を行い、当該協議を通して制度の見直しが行われている。

具体的には、ブロック会議において、生活扶助、住宅扶助、医療扶助などの 8 種の保護について、都道府県市から要保護者の生活の実情に即した様々な企画立案や提案(以下「都道府県市からの提案等」という。)がなされる。提案等を行った都道府県市と厚生労働省、他の都道府県市は、その提案等の必要性や効果、生活保護行政として行うことの妥当性等について、自由、闊達な協議を行う。その結果、これら都道府県市からの提案等については、採用され、政策として制度化される場合もあれば、引き続き検討に付される場合や採用されない場合もある。

このように、ブロック会議は、制度の見直しのために厚生労働省と都道府県市が自由、闊達な協議を行うための不可欠な会議であると考えられる。

なお、都道府県市からの提案等が制度化された例として、アルコール依存症の要保護者が断酒を目的とする団体の活動に参加する際の移送費(社会・援護局長通知第 6 - 2 の(8)移送費のア(セ) a b)や要保護者が居住する借家、借間の契約更新の際の契約更新料(社会・援護局長通知第 6 の 4 住宅費(1)家賃、間代、地代等のキ)がある。

c 厚生労働省は、実施機関からの照会に対して、平成 16 年 1 月 23 日付け文書で本件公文書 A、B の公開、非公開に関し、(a) 制度の運営や見直しにあたり、国と都道府県市が率直な意見交換を行うことが必要で、毎年開催されるブロック会議がその意見交換の場として非常に重要な会議となっていること、(b) 本件公文書 A、B を公開すれば、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、都道府県市が率直な意見を述べなくなるおそれや意思決定の中立性が損なわれ、また、検討段階にある情報を意思決定していない段階で公開すれば、現在保護を受けている者等の間に著しい混乱を生じさせると認められること、を意見として述べている。

d ブロック会議で協議される都道府県市からの提案等は、そのいずれもが要保護者の生活に直結したものである。既述のとおり、ブロック会議は、都道府県市からの提案等について、厚生労働省と都道府県市とが自由、闊達な協議を行う場であり、ブロック会議で協議された提案等がすべて採用され、政策として制度化しているわけではない。

このようなブロック会議の性格から、「意見及び状況等の欄」を公にすることにより都道府県市が意思決定していない提案等の内容が明らかになれば、今後、都道府県市は、ブロック会議で積極的な提案等を控えることも予想され、そうなれば、厚生労働省と都道府県市における率直な意見交換が著しく損なわれると認められる。

e したがって、本件公文書 A の 3～16 頁に記載されている「意見及び状況等の欄」を条例第 10 条第 4 号に該当するとして実施機関がこれを非公開とした決定には理由がある。

なお、実施機関は、都道府県市の「意見及び状況等の欄」が条例第 10 条第 5 号にも該当すると主張しているが、同条第 4 号に該当すると判断した以上、同条第 5 号の該当性については判断しない(以下、同様に、非公開部分について、審査会が条例第 10 条第 4 号に該当すると判断する場合、同条第 5 号の該当性については判断しない。)

ウ 「2 指定医療機関・指定介護機関に対する指導・立入検査時の関係機関との連携について」
(26～51 頁)

(ア) 都道府県市の団体名 (26～29、31、32 頁)

本件公文書 A の 26～29、31、32 頁には、指定医療機関及び指定介護機関に対して都道府県市が指導、監査、立入検査を実施する際、関係機関と連携して実施しているか否か、関係機関の種類、関係機関との連携の状況が都道府県市ごとに記載されており、都道府県市の団体名が非公開とされている。

上記の情報は、都道府県市が行っている公務遂行の一環としての生活保護行政の事務処理の現状を記載したものに過ぎないから、(2)イ(ア)で検討したように、都道府県市の団体名を条例第 10 条第 4 号及び第 5 号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

(イ) 関係機関と連携を図っていなかった場合の「理由・問題点の欄」(30、33 頁) 都道府県市の「意見及び状況等の欄」(34～51 頁)

本件公文書 A の 30、33 頁には、指定医療機関及び指定介護機関に対して都道府県市が指導、

監査、立入検査を実施する際に関係機関と連携を図っていない場合は、その理由、問題点について状況を踏まえた自由な意見が都道府県市ごとに記載されており、「理由・問題点の欄」が非公開とされている。

また、本件公文書Aの34～51頁には、今後の方針も含めた関係機関との連携を進めていくための状況を踏まえた自由な意見が都道府県市ごとに記載されており、「意見及び状況等の欄」が非公開とされている。

上記の情報は、厚生労働省との自由、闊達な協議により生活保護行政の制度の見直しを行うというブロック会議の性格を踏まえ、都道府県市が率直に述べた意見である。このような情報を公にすれば、(2)イ(イ)で検討したように、都道府県市において、今後、ブロック会議で積極的な提案等を控えることが予想される。

したがって、本件公文書Aの30、33頁に記載されている「理由・問題点の欄」及び34～51頁に記載されている「意見及び状況等の欄」を条例第10条第4号に該当するとして実施機関が非公開とした決定には理由がある。

エ 「3 医療要否意見書の徴収方法について」(55～67頁)

(ア) 都道府県市の「意見及び状況等の欄」(55～67頁)

本件公文書Aの55～67頁には、要保護者が複数の診療科で診療を受ける場合の医療要否意見書の徴収について、既定の徴収方法にとらわれず、状況を踏まえた自由な意見が都道府県市ごとに記載されており、「意見及び状況等の欄」が非公開とされている。

上記の情報は、厚生労働省との自由、闊達な協議により生活保護行政の制度の見直しを行うというブロック会議の性格を踏まえ、都道府県市が率直に述べた意見である。このような情報を公にすれば、(2)イ(イ)で検討したように、都道府県市において、今後、ブロック会議で積極的な提案等を控えることが予想される。

したがって、本件公文書Aの55～67頁に記載されている「意見及び状況等の欄」を条例第10条第4号に該当するとして実施機関が非公開とした決定には理由がある。

オ 「4 調剤券の発行事務について」(68～80頁)

(ア) 都道府県市の「意見及び状況等の欄」(68～80頁)

本件公文書Aの68～80頁には、要保護者が薬局で調剤を受ける場合の調剤券の発行について、廃止、省略も含め、既定の発行方法にとらわれず、状況を踏まえた自由な意見が都道府県市ごとに記載されており、「意見及び状況等の欄」が非公開とされている。

上記の情報は、厚生労働省との自由、闊達な協議により生活保護行政の制度の見直しを行うというブロック会議の性格を踏まえ、都道府県市が率直に述べた意見である。このような情報を公にすれば、(2)イ(イ)で検討したように、都道府県市において、今後、ブロック会議で積極的な提案等を控えることが予想される。

したがって、本件公文書Aの68～80頁に記載されている「意見及び状況等の欄」を条例第10条第4号に該当するとして実施機関が非公開とした決定には理由がある。

(3) 本件公文書Bの条例第10条第4号及び第5号の該当性について

ア 本件公文書 B について

本件公文書 B は、既述のとおり、本件公文書 A と同様、平成 13 年 10 月及び 11 月に開催されたブロック会議において配布された資料である。本件公文書 B には「住宅扶助の認定について」など 5 つの研究議題が記載され、1 ～ 4 の研究議題については「都道府県市の団体名」又は都道府県市の意見が記載された「特記事項の欄」が非公開とされているが、5 つ目の研究議題については、非公開部分はない。

以下、非公開部分について、条例第 10 条第 4 号及び第 5 号の該当性を個別に検討する。

イ 「1 住宅扶助の認定について」(2、3、5、6、7～9 頁)

(ア) 都道府県市の団体名(2、3、5、6 頁)

本件公文書 B の 2、3 頁には、単身世帯に対して厚生労働大臣が基準額の 1.3 倍の額の家賃を認定している場合はどのような場合か及びその際の特記事項が都道府県市ごとに記載されており、都道府県市の団体名が非公開とされている。

また、本件公文書 B の 5、6 頁には、要保護者がグループホーム等で他の世帯と同居している場合、どのように家賃の額を認定しているか及びその際の特記事項が都道府県市ごとに記載されており、都道府県市の団体名が非公開とされている。

上記の情報は、いずれも都道府県市が行っている公務遂行の一環としての生活保護行政の事務処理の現状を記載したものに過ぎないから、(2)イ(ア)で検討したように、都道府県市の団体名を条例第 10 条第 4 号及び第 5 号に該当するとして実施機関が非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

(イ) 都道府県市の意見が記載された「特記事項の欄」(7～9 頁)

本件公文書 B の 7～9 頁には、一人当たりの居室面積に関し、今後、どのような基準とすべきかについて、既定の認定基準にとらわれず、状況を踏まえた自由な意見が都道府県市ごとに記載されており、当該意見が記載された「特記事項の欄」が非公開とされている。

上記の情報は、厚生労働省との自由、闊達な協議により生活保護行政の制度の見直しを行うというブロック会議の性格を踏まえ、都道府県市が率直に述べた意見である。このような情報を公にすれば、(2)イ(イ)で検討したように、都道府県市において、今後、ブロック会議で積極的な提案等を控えることが予想される。

したがって、本件公文書 B の 7～9 頁に記載されている「特記事項の欄」を条例第 10 条第 4 号に該当するとして実施機関が非公開とした決定には理由がある。

ウ 「2 扶養義務者の調査対象」(10～12 頁)

(ア) 都道府県市の意見が記載された「特記事項の欄」(10～12 頁)

本件公文書 B の 10～12 頁には、生活保護の実施に際して扶養の可能性を調査すべき扶養義務者の範囲に関し、今後、どのような基準とすべきかについて、既定の基準にとらわれず、状況を踏まえた自由な意見が都道府県市ごとに記載されており、当該意見が記載された「特記事項の欄」が非公開とされている。

上記の情報は、厚生労働省との自由、闊達な協議により生活保護行政の制度の見直しを行

うというブロック会議の性格を踏まえ、都道府県市が率直に述べた意見である。このような情報を公にすれば、(2)イ(イ)で検討したように、都道府県市において、今後、ブロック会議で積極的な提案等を控えることが予想される。

したがって、本件公文書Bの10~12頁に記載されている「特記事項の欄」を条例第10条第4号に該当するとして実施機関が非公開とした決定には理由がある。

エ 「3 一時扶助(家具什器費)の適用基準」(14~18、20~24頁)

(ア) 都道府県市の団体名(14、15、20、21頁)

本件公文書Bの14、15頁には、炊事用具や食器、調理器具など日常生活で使用する家具什器について、支給の対象となる品目の範囲が都道府県市ごとに記載されており、都道府県市の団体名が非公開とされている。

また、本件公文書Bの20、21頁には、家具什器費について、特別基準(通常額(25,000円以内)により難しい場合は、42,000円の範囲内で家具什器を支給することができる)を設定している場合は、その設定条件が都道府県市ごとに記載されており、都道府県市の団体名が非公開とされている。

上記の情報は、いずれも都道府県市が行っている公務遂行の一環としての生活保護行政の事務処理の現状を記載したものに過ぎないから、(2)イ(ア)で検討したように、都道府県市の団体名を条例第10条第4号及び第5号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

(イ) 都道府県市の意見が記載された「特記事項の欄」(16~18、22~24頁)

本件公文書Bの16~18頁には、家具什器の支給対象品目の範囲に関し、今後、どのような基準とすべきかについて、既定の認定基準にとらわれず、状況を踏まえた自由な意見が都道府県市ごとに記載されており、当該意見が記載された「特記事項の欄」が非公開とされている。

また、本件公文書Bの22~24頁には、家具什器費の特別基準に関し、今後、どのような基準とすべきかについて、既定の認定基準にとらわれず、状況を踏まえた自由な意見が都道府県市ごとに記載されており、当該意見が記載された「特記事項の欄」が非公開とされている。

上記の情報は、いずれも厚生労働省との自由、闊達な協議により生活保護行政の制度の見直しを行うというブロック会議の性格を踏まえ、都道府県市が率直に述べた意見である。このような情報を公にすれば、(2)イ(イ)で検討したように、都道府県市において、今後、ブロック会議で積極的な提案等を控えることが予想される。

したがって、本件公文書Bの16~18頁、22~24頁に記載されている「特記事項の欄」を条例第10条第4号に該当するとして実施機関が非公開とした決定には理由がある。

オ 「4 適切な保護施設の入所退所について」(25~30頁)

(ア) 都道府県市の意見が記載された「事項の欄」(25~30頁)

本件公文書Bの25~30頁には、アルコール依存症の要保護者又は病気は治癒したものの家庭事情など諸々の事情で退院が困難な社会的長期入院患者の要保護者が保護施設に入所する

場合又は保護施設から退所して在宅する場合の方法や問題点等について、状況を踏まえた自由な意見が都道府県市ごとに記載されており、当該意見が記載された「事項の欄」が非公開とされている。

上記の情報は、厚生労働省との自由、闊達な協議により生活保護行政の制度の見直しを行うというブロック会議の性格を踏まえ、都道府県市が率直に述べた意見である。このような情報を公にすれば、(2)イ(イ)で検討したように、都道府県市において、今後、ブロック会議で積極的な提案等を控えることが予想される。

したがって、本件公文書Bの25～30頁に記載されている「事項の欄」を条例第10条第4号に該当するとして実施機関が非公開とした決定には理由がある。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成14年3月8日	-	* 諮問書を受理
平成14年3月25日	第143回審査会	* 審議
平成14年4月12日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成14年6月11日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成14年7月5日	第147回審査会	* 審議
平成14年10月31日	第151回審査会	* 審議
平成15年3月28日	第152回審査会	* 審議
平成15年4月17日	第153回審査会	* 審議
平成15年8月4日	第157回審査会	* 審議
平成15年9月1日	第159回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取
平成15年9月16日	第160回審査会	* 審議
平成15年10月6日	第162回審査会	* 審議
平成15年10月20日	第163回審査会	* 異議申立人から意見を聴取
平成15年11月10日	第164回審査会	* 審議
平成15年11月17日	第165回審査会	* 審議
平成15年12月25日	第166回審査会	* 審議
平成16年1月27日	第167回審査会	* 審議
平成16年4月9日	第168回審査会	* 審議